省　　令

○文部科学省令第十八号

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の五第二項の規定に基づき、社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月三十一日

文部科学大臣　阿部　俊子

社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（講習の受講資格者） **第二条**　講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一　［略］ 二　［略］ 三　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五条第二項各号（第三号及び第八号を除く。）のいずれかに該当する者 四～六　［略］	（講習の受講資格者） **第二条**　講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一　［同上］ 二　［同上］［号を加える。］ 三～五　［同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行し、同日以後に開始する社会教育法第九条の五に規定する社会教育主事の講習について適用する。

○文部科学省令第十九号

独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項並びに大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第二条第三項、第五条第二項及び第十七条の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月三十一日

文部科学大臣　阿部　俊子

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部改正）

第一条　独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二十三条の二　［略］ 2　選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。 一～三　［略］ 四　選考対象者及びその生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の資産（現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券をいう。附則第三条を除き、以下同じ。）の状況について、次に掲げる支給額算定基準額（令第八条の二第四項に規定する支給額算定基準額をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当するかどうかを判定する方法により、極めて修学に困難があると認められること。 イ　五万千三百円未満　次に掲げる選考対象者の区分に応じ、それぞれ次に定める要件 (1)　選考対象者のうち、その生計維持者（扶養親族等（令第八条の二第四項ただし書に規定する学資支給金支給年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）に係る生計維持者の	**第二十三条の二**　［同上］ 2　選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。 一～三　［同上］ 四　選考対象者及びその生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の資産（現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券をいう。附則第三条を除き、以下同じ。）の状況について、次に掲げる支給額算定基準額（令第八条の二第四項に規定する支給額算定基準額をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当するかどうかを判定する方法により、極めて修学に困難があると認められること。 イ　五万千三百円未満　次に掲げる選考対象者の区分に応じ、それぞれ次に定める要件 (1)　選考対象者のうち、その生計維持者（扶養親族（令第八条の二第四項に規定する学資支給金支給年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）に係る生計維持者の扶養親族